

取扱職種範囲等変更命令通知書

(氏名) 殿

令和 年 月 日付け届出のあった職業安定法第32条の12第1項(同法第33条第4項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。)の取扱職種の範囲等について、同法第32条の12第3項(同法第33条第4項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき下記の理由により変更することを命じます。

令和 年 月 日

都道府県労働局長

印

記

許可・届出番号	
氏名又は名称	
事業所名称	
変更内容	
期限	
変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内(ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内)に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内)に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内(ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内)に提起することができる。